

クラウス・ロクシン『刑法総論』第一巻（第一版）〔七〕

野崎 和義

第十二節 故意と構成要件的錯誤、因果に逸脱が生じた場合の故意への帰属

I 故意の基礎および現象形態

法律(§15)によれば、各則の個々の規定が明文をもつて過失行為に対しても刑罰を科している場合を除いて、構成要件を故意に実現した場合のみが可罰的である。すでに確認したように、構成要件の実現に向けられた故意（構成要件的故意）は、主観的部分として構成要件それ自体に属する(§10, Rn. 62以下参照)。しかし、多くの場合、故意の成否によって処罰されるかどうかが決まり、あるいは少なくともどの程度処罰されるかが決まるのであるから、『故意』

の詳細をどう理解すべきかについてはわいは立ち入った解説が必要となる。

一般に故意は三つの異なる形態に区別される。すなはち、意図（第一段階の *dolus directus*）' 直接的故意（第二段階の *dolus directus*）' そして未必の故意 (*dolus eventualis*) がこれである。これは、過失に認識ある過失と認識なき過失といふ二つの形態があることと対比される。標語にまとめてみると、行為者の追求してこな」とがらは意図といふ概念に含まれ、追求してはいないが確実に発生すると予見している帰結はすべて直接的故意に包摂される。されば、未必の故意をもつて行為している者は、結果を追求してはいないし、しかもこれが確実に発生するに予見してもいなか。おしゃれ、ことによると結果が発生するかもしれないと予見しているだけであるが、その結果が発生する場合にはこれをみずから有意思に受け容れていいのである。

この故意の三つの形態を区別し、その概念をさらに厳密に規定する」ことが重要である。なぜなら、立法者はおむね故意行為であれば常に处罚するとしているわけではなく、ある一定の“意図”を要求するか（たとえば、§§ 142 III 2; 164 I; 167 I Nr. 1; 242; 257 I; 258 I; 263）' それと同じ意味の言ひ回しを用いることがあり（たとえば、§ 252: «……あぬだぬは……» ; § 267: “欺罔するため”）、またほかには“情を知りつつ行なう行為”といふ要件とか（たとえば、§§ 87 I, 109e II, 134, 344 I）' 熟知に反する、行為という要件で（たとえば、§§ 164 II, 187）' 少なくとも未必の故意を排除してこな場合もあるからである。それに加えて、未必の故意は、その他の故意形態との境界を設けるためだけではなく、とりわけ認識ある過失との区別を行なうためにも、できるだけ精確に記述されなければならない。なぜなら、この区別が、たいていの場合、可罰性にとって決定的な意味をもつからである。

故意の三つの形態すべてに統一的性格を与えるために、多くの場合、故意は法律上の構成要件に属するあるゆる事情についての“知識および意欲”とわれている。その際、知つてゐる（“知識”）といふ前提と欲してゐる（“意欲”）

という前提是、互いを比べてみると、そのつど異なつて形成されている。意図についていえば、知識の面では結果を惹起する可能性がごくわずかしかない場合であつても、これを想定していることで十分である。たとえば、はるか遠くに向けて射撃する場合がそうである。結果を追求しており、それゆえ“意欲”が強くあらわれている以上、命中すれば故意行為の既遂となるのである。これに対して、直接的故意についていえば、「知識」はできるだけ精確でなければならない。暗殺者が、狙つた被害者を爆死させようとしてつくった爆弾で周囲の人々も死亡することを確實に知っている場合を考えてみよう。この暗殺者が周囲の人々の死を望んでおらず、それゆえ意思的要素が意図の場合ほど強くなくとも、その死は“意欲されたもの”となりうる。最後に未必の故意 (*dolus eventualis*) についていえば、知識と意欲が互いにどのような関係にあるのかが、根本的に争われている（詳しく述べ、Rn. 21 以下を参照）。しかしいずれにせよ、結果が追求されておらず、それゆえ意思的側面の形成が意図よりも弱いという点で、未必の故意は意図と区別される。その一方で、直接的故意 (*dolus directus*) との関係では、結果惹起についての知識もずつとわずかであるという点で区別される。このように知的要素も意欲的要素もわずかでよいとされているため故意の実体が色あせたものとなつており、限界事例では、未必の故意は認識ある過失と紙一重でほとんど区別できないものとなつている。

そうはいつても、しばしば意図と直接的故意は、第一段階および第二段階の直接的故意 (*dolus directus*) としてひとまとめにされ、ともに未必の故意と対比される。法律が明示していたりあるいは法律を解釈することで、直接的故意にのみ可罰性が認められる場合がある。この場合には常に、直接的故意に意図が含まれているため、未必の故意だけが刑罰から解放される。その限りで、上述のことは正当であり重要である。他方、意図という概念は、法律で用いられる場合にはしばしば第二段階の直接的故意をも包括するため (Rn. 14 以下)、こうした観点からも両方の故意形態をひとまとめにすることが意味をもちうるのである。

認識ある過失あるいは認識なき過失は、"軽率さ"とか"義務に違反した不注意"として具体的に記述しうるのに対し、"知識と意欲"という形式的な特徴にとどまらず故意の三つの形態がもつ共通性を実質的に具体化する試みは、これまでほとんど行なわれてこなかつた。こうした状況で、"計画の実現"が故意の本質であるという見解が主張されている。結果を客観的に評価すると行為者の計画に合致している場合には、それを理由として、結果を故意に惹起したとみなしうるのである。このことは意図や直接的故意について明白であるし、さらに未必の故意と認識ある過失との境界づけにあたつてもガイドラインとして役立つ。たとえば、意図的に人に車をぶつけた者が、第三者にまで傷害を負わせるかもしれないと認識していたとしよう。この運転者は、それを計算に入れていた以上、ことによると第三者に傷害を負わせるということをみずから計画に入れていたのである。そこで、第三者に傷害が発生した場合は、彼にとつてもともと好ましくないことであつても、これを故意に惹起したことになる。これに対して、ガールフレンドが注意したにもかかわらずベッドでタバコを吸い続けて火災を起こした者は、(認識ある)過失による出火の責任を負うだけであつて、故意による出火の責任は負わない。なぜなら、たとえ親切心からの注意を聞き流してタバコを吸つたのだとしても、その結果は放火の計画を実現したものとは解釈できないからである。因果経過の逸脱という困難な問題にあたつても、計画実現という基準は構成要件的故意への帰属にとつて決定的な意義をもつてくる(詳細は、Rn. 135 以降を参照)。

1 意図

意図 (Absicht) が "田標を定めて" 構成要件該当結果を "追求すること" だという点については、誰もが賛同している。しかし、構成要件を個別にみたとき、このマルクマールを具体的にどのように解釈すべきかについては、激しく

く争われてゐる。一九六一年草案が一つの定義を試みた（17条）。『法律上、意図的な行為を前提とする事情の実現に関心をもつ者は、意図に基づいて行為したものである。』しかし、意図という概念には曖昧さがつまあるため、また支配的見解によれば構成要件ごとにその意味が変わる」ともあるため、右の定義は法律に取り入れられなかつた。判例も、意図という概念は『可罰的な行為の法的性質に基づいて、また罰則が追求する立法目的」と、（BGHSt 4, 108）、しばしば異なる解釈をせざるをえないと認めてしまふ（BGHSt 9, 144; 13, 221; 16, 3 も同様である）。しかし、これまで、中核部分を概念的な共通性に基づいて練り上げる」とに成功してはおいや、やむとも意図を総論の対象として評価で止めまでには至つていない。また、やむともな目的設定を納得のいくものとすることにも成功していないので、各論で大きく異なる解釈を正当化するにも至つていない。包括的な研究はほとんどみられない。とはいへ、通例考え方でいるよりも広くこの概念に共通の分母を設定する」とが可能であろう。

はじめに確かないと云は、行為者が結果を目指しこれに関心をもつところでは、たとえ結果発生を確実なものとしてではなく、可能なものとしてしか表象していない場合であつても、意図があるといふ」とである。

例1（BGHSt 21, 283）：強盗犯人が、告発を阻止するため、銃の床尾で殴打して二人の女性目撃証人を殺害したが、この結果がその殴打によって達成されたかどうかは確信していなかつた。

たとえ結果発生が確実ではなかつたとしても、謀殺（あるいは謀殺未遂）の前提となる隠蔽する意図がここにはみられる。たんに未必の故意が存在しているというわけではない。未必の故意だけであれば、§211の成立に十分とはいえないであろう。いうまでもなく、可能性を表象していれば、法的に重要な危険の実現を可能とする程度に、それゆえ結果の帰属を可能とする程度に達しているにちがいない。」のことは、殺害を意図した発砲が、かなり遠い距離からるものだったとしても、通例、あてはあるであろう。これに対して、落雷で死亡することを期待して雷の鳴るなか

を散歩に行くよう勧めるといった周知の講壇事例では、殺害の意図が欠けてる（い）の場合には、およそ殺害の故意が欠けてる。なぜなら、追求されたことは、そもそも構成要件に該当する殺害として客観的に帰属されえないからである（詳細は、§ 11, Rn. 36, 45 ff.）。

あるいは、立法者が意図といふものを要求するといふのでは、それぞれの結果だけは意図に包摂されていなければならないが、法律上その結果に付随する事情までもが意図に包摂されるには及ばないといふことも、疑いはない。それゆえ、§ 242 の不法に領得する意図の場合、領得されていればよいのである。領得が違法であるためには、未必の故意があれば十分である（RGSt 49, 142）。回りくねは、詐欺における利得の意図の違法性にもあてはまる（RGSt 55, 261）。

近時次第に広まつてきている見解として、行為者の動機つまり最終目的を意図と呼ぶべきではなく、目指した結果がその先にある行為者の別の目標のためのものであるときにも構成要件上の意図が存在するといふことがいわれている。そうすると、行為者が欺罔により財産を侵害して利得を得た場合、最終的に彼の関心が財産上の利益ではなく、たとえば、みずからの職業上の野心（RGSt 27, 217）や資本主義との闘争であつたとしても、不法な利得の意図は存在するのであり、したがつて詐欺が成立するのである。つまり、いずれのケースでも、その先にある目的のための手段として望みどおり惹起されたこともまた、意図されたものなのである。構成要件上の意図が行為者を駆り立てる唯一の目的である必要もない。財布を盗もうとしたところ捕まりそうになり、はじめは逮捕を免れるために、次いで盗品を保持するために暴行を加えた者は、「盗んだ財物の占有を保持する」（BGHSt 13, 64）という理由だけで行為しているのではないとしても、§ 252 で要求される意図をもつてゐるのである。

それゆえ、次のようにいつとめどもかねへ。結果を意識的に惹起しきれを望んでいたときは、その結果の発生が確

実ではなく、また行為者の最終目的（動因・動機）や唯一の目的ではなくても、常にこの結果を意図していたことになる。他方、行為者が結果発生を確実と考えてはおらず、たんに可能なものとあるいは蓋然的なものと考えていたにすぎないときは、その結果が望まれていなかつた以上、せいぜい未必の故意をもつて惹起されたものとみなされるべきである。こうして意図という概念をめぐる争いについては、次のような中間的なグループだけが残ることになる。すなわち、行為者が構成要件該当結果を確実に惹起するにちがいないが、この結果を望んではおらず、これに無関心であるか遺憾に思つているようなケースがこれである。このようなケースは、結果の発生が確実であるため、少なくとも直接的故意（第二段階の *dolus directus*）の事例となる。しかし、そうしたケースは“意図”までもあるといえるのだろうか。

例 2 (BGHSt 16, 1) : Aは、列車が発車する直前、自分の“6枚綴りの回数券”を家に忘れたことに気づいた。乗車前あるいは下車後に乗車券を買うとあまりに時間がかかるし、どうしても講習に間に合いたかつたので、A是有効な乗車券をもたないで改札を抜けようとした。詐欺 (§ 263) となるだろうか。

例 3 : 受刑者が、ほかに着るものもなかつたので、やむをえず施設の衣服を着用したまま逃走し、後で着替えたときこれを捨てた。施設の衣服についての窃盜 (§ 242) となるだろうか。

例 4 (BGHSt 4, 107) : タクシーの運転手が、盗品を所持している犯人を家まで送り、正規の運賃の支払いを得た。そうするにふた、彼が窃盜犯人に行方の利益を確保させねばとなるところことは、彼にとってどちらでもよいことであり、むしろ不快なことでもあつた。犯罪庇護 (§ 257) となるであろうか。

例 5 (BGHSt 13, 219) : A女は、自分の友人を結婚に踏み切らせようと、彼女の親戚が不法にも財産を渡してくれないと嘘をついた。友人は、A女に親戚を訴えるよう迫つた。A女は、嘘が明らかとなつて友人を失いたくなつたため、

自分が正しくないと思いつつも訴えた。誣告（§ 164）となるだろうか。

以上の例から分かるように、意図犯（Absichtsdelikt）の事例は二つの大きなグループに区別することができる。それについては、今後の議論として、意図という概念をそれぞれ異なって解釈することが促される。例 2 および例 3 に示される第一のグループでは、利得あるいは領得の意図が犯罪類型を構成しており、この犯罪類型は意識的に他人に損害を与える以上のこと、つまりまさに意図的に他人に損害を与えることまでも前提としているのである。欺罔により（たとえば、他人を怒らせるために）その他人に損害を与える者が、ただちに詐欺をはたらいているわけではなく、不法な利得を意図してこのことを行なう者だけが、詐欺を行なうのである。詐欺は利得犯なのであって、狡猾な財産侵害一般を指すのではない。しかし、この犯罪類型が利得の意図により決定的に特徴づけられている以上、別の動機で行為する者の願望にも意思にも反してこの利得がもたらされるところでは、利得の意図を否定するのが一貫するようと思われる。例 2 についていえば、このことは、運賃を支払わなかつたことが、他の目標を動機とする彼の欺罔行為に伴う現象であり、それが彼には心苦しいが避けられないと思われていた場合にあてはまる。こうした場合、価値的にみると、状況は不法な利得という類型よりも他人に対し損害を与えるという類型に近いのである。これに対して、さらに運賃の節約までできるということが A にとって歓迎すべきことであった場合には、利得が（独立したものではないにせよ）彼の行為に伴う目的であり、詐欺として処罰されうることになる。こうした解決は、BGH の解決にも一致している。ベルリンの警察官が出張の際に禁止されていたのに自動車で DDR を通り抜け、その後、みずから職務違反が発覚しないように、空の旅をしたと申告した場合も、同じ方法で解決されなければならない（結論的には、KG NJW 1957, 882 も同様である）。詐欺における利得の意図と同じく、窃盗における領得の意図も犯罪を構成するものである。他人の所有と占有を奪うことそれ自体は不可罰であり、これが犯罪類型を特徴づけているわけではなく、

領得を田指すことによってはじめて犯罪類型が特徴づけられるのである。それゆえ、通例、例3のように、みずから逃走目的を追求するに際して、その事情のもとでは行為者にとって物の獲得がやむをえず強いられている場合には、その行動は物を奪うという類型に近く、不処罰にとどまるべきである（支配的見解もそう解している）。囚人が施設の鍵を奪取して、それをもつたまま逃走したときは、事情が異なる（BGH MDR 1960, 689）。このことは、ここでは、鍵の窃取が、解放という最終目的を達成するために好都合で不可欠な手段だからである。

これに対し、例4および例5に示される第二のグループの場合には、犯罪類型がもっぱら構成要件に該当する法益侵害によって特徴づけられている。犯罪庇護や誣告においては、司法作用の侵害と個人的利益の侵害について、競合の仕方がそれぞれ異なる。ここで立法者が、利益を確保させる“意図”（§ 257）あるいは官庁の手続を……招来する“意図”（§ 164）を要求しているのは、そのことで犯罪類型を変更しようとしているのではなく、結果に対しリスクを負うにすぎない行為（つまりたんなる未必の故意）だけを処罰から除こうとしているのである。それゆえ、例4では、運賃を得るために窃盜犯人に犯罪行為の利益を確保させたことが、タクシー運転手にとって望ましいことではなく、むしろ心もよいか苦痛でさえあつたとしても、この運転手は犯罪庇護のかどで処罰されなければならない（BGHSt 4, 107は一部に異なつてはいるが、結論においては同じである）。このことは、犯罪による利益の確保が避けられないと明確に意識されている場合、行為者がもっぱら利己的に動機づけられていたという理由だけで、そうした確保をもたらすことが不可罰にとどまらざるをえないということは、目的論的にみて理解しがたいからである。同じように、例5でも行為者は、たとえ不承不承刑事手続を招來したのだとしても、誣告を理由として処罰されなければならない（BGHSt 13, 219も同様である）。このことは、行為者の動機の悪辣さではなくて、官庁を誤らせたことおよび偽りの嫌疑をかけられた者に害の及んだことが§ 164の処罰根拠として挙げられるからである。

それゆえ、犯罪類型を特徴づける意味が意図に与えられていないケースでは、意図が直接的故意(第一段階の *dolus directus*)の全領域を包摂する。意図した結果が確実に発生することを意識して行った行為は、いざれも構成要件を充足するのであり、意図した結果が行為者に望まれていたかどうかはどうかはどちらでもよし。これに対して、意図が犯罪類型を構成するところでは、意図した結果の惹起が行為の最終目的ないし主たる目的であるということは、なるほど構成要件充足にとって必要ではない。しかし、その結果は少なくとも副次的な目的として望まれていなければならぬ。このようにして、ここで「行なう」とのできなかつた個々のあらゆる構成要件の解釈にとってのガイドラインが、ともかくも得られる。その例としてさらに次のことが指摘されよう。たとえば文書偽造(§ 267)の場合、『法律上の取引において欺罔するため』というメルクマールが犯罪類型を変更することはない。この犯罪類型は、証明取引の真正さが害されてもならないという点に特徴をもつており、欺罔という意図もまさにこの点に向けられているのである。構成要件の主觀的メルクマールがあれば、それだけで既遂犯の刑をもつて処断されることになる。それゆえ、純粹に私的な理由から(自己の面目を保つために)手形上に署名を偽造した者が、そのことにより引受人を法的に意味のある行動ぐと仕向けることになると知っていた場合には、そう仕向けることが行為者にとって問題にならないとしても、§ 267 により処罰されなければならない。§ 89(連邦国防軍および公共の保安機関に対する憲法敵対的な干渉)のケースにいう「[義務にかなつた心構え] 覆す意図」が、(連邦議会の法務委員会に賛同して、BGHSt 18, 151, 155 が考えているように)この犯罪類型を特徴づけ、行為者の「決定的な動機」となっているかどうかは、大いに疑わしい。というのは、この規定は、国家に敵対的な心情を処罰しようとしているのではなく、保安機関の機能を保護しようとしているのであり、報酬をもらつた要員がみずから破壊活動をもつぱら金銭のために行なうとき、まさにこの機能が危殆化されるからである。

他の文献も、各則で意図という概念を規定するにあたって一般的な基準を得ようとしている以上、上述の区別の延長線上にある。Lenckner は、意図は「マルクマールが法益の保護を強化しようとしたのか、それとも区別せしめ法益の保護を制約しようとしているのか」を問題にしている。第一のケースは、(§§ 164, 267, 267, 288 のように) 過失で処断される場合である。これでは、意図が確実な知識を包摂しており、それゆえ第一段階の直接的故意(dolus directus)を包摂している。これに対して、第一のケースは、法益そのものが守られていないではなく、むしろ行為者の一定の動機を前提にして法益が守られる場合である。§ 263 では、財産侵害と並んで利得の意図が要求されており、§ 242 では所有権侵害および占有侵害と並んで副次的に領得の意図が要求されている。§§ 249, 253, 259 にも同様のことが言える。Lenckner は、第一段階の直接的故意つまり“それに関心をもつて”(Daraufankommen)、を要求している。同様に Gehrig は、“保護法益の範囲外にある事情に關係するマルクマール”としての意図 (§§ 242, 263 など) と、保護法益に關係したマルクマールとしての意図 (§§ 164, 267 など) とを区別している。彼は、第一のグループで狭義の意図を要求し、第一のグループでは直接的故意で足りぬとしている。Samson やまた、のよくな分類を本質的な“解釈の視座”と呼んでいる。“意図が法益侵害に關係するのではなくて、大多数の生じた法益侵害から、とくに動機づけられた若干の法益侵害を可罰的なものとして取り上げる機能を有する場合には、必ず、意図は第一段階の直接的故意(dolus directus)の形態でしかあらわれない”ところである。

これに対しても、立法者が意図を構成要件の主觀的マルクマールとしてではなく、故意の現象形態として用いている場合には、解釈の一般的な基準を擧げることができない。しかし、立法者が(たとえば、§ 258 のように)“意図的にまたは情を知りついで”ふらう言ふ回しでしばしば意図と直接的故意とを等置していふ以上、純粹な意図を規定する構成要件としては、§§ 142 III 2; 225 しか残されていない。それゆえ、この問題の実践的意義はわずかである。§ 142 III 2

では、多くの」とが、第一段階の直接的故意という意味で意図というマルクマールを狭く解釈するよう求めている。これに対し、§ 226 を考慮に入れると、§ 225 には直接的故意が取り込まれなければならない。

2 直接的故意

すでにみたよ¹⁹(Rn. 5)、意図も広い意味では直接的故意に属する。狭い意味で直接的故意といふときは、行為者が結果や「行為」事情の実現を意図してはいないが、その実現が確実であると認識しこれを意識的にもたらす場合を包摂する。講壇事例として殺人鬼トーマスのケースがある。トーマスは、保険金詐欺の目的で船を爆破しようとしたが、その際、乗組員の死が確実であると予見していた。しかし、直接的故意は、こうしたケースにとどまらない。必ずしも確実に付隨結果が発生するまではいえないが、付隨結果の発生が主たる結果と確実に結びついてくるような場合にも、直接的故意を認めることができる。それゆえ、トーマスのケースでいうと、その行為者が、みずから仕掛けた爆弾が爆発するかどうかに確信をもつていたわけではないとしても、乗組員の確実な死を想定していた以上、その場合にも直接的故意が認められるのである。立法者は、『情を知りつつ』(§ 258)とか『熟知に反して』(§§ 164, 187)という文言で直接的故意を示している。

直接的故意がある場合、行為者にとって結果が好ましくないとしても、構成要件を充足する『意欲』が認められる。『行為から必然的に生じるものとして認識された結果は、』の結果が行為者には全く関心がないとしても、彼の意思へと取り込まれてゐる。(RGSt 5, 314 ff., 317)。それゆえ、トーマスが乗組員の死を後悔しており、むしろ避けたかったのだとしても、その死を意欲していたのである。乗組員の死は彼の行為計画の構成要素だったのであり、故意を認めるにはそれで十分である。

直接的故意を未必の故意から区別することは、容易である。意図が欠けており、しかも、一定の行為事情の存在あるいは構成要件的結果の発生に行行為者が確信をもつていいないと、のみち直接的故意(*dolus directus*)は存在せず、せいぜい未必の故意しかない。そして、この未必の故意がさらに認識ある過失から区別されなければならないことは、いうまでもない。その際、蓋然性の上限は確實性と同じであるとみなされなければならないであらう。それゆえ、名譽にかかる事実を他人を介して流布するとき、99%の蓋然性をもつてその事実が虚偽であると想定した者は、そう考えたとおり虚偽だつたときは、悪評の流布（§186）にとどまらず、不実の誹謗（§187）で処罰されなければならない。

3 未必の故意 (*dolus eventualis*)

(a) 起こりうる法益侵害に向けられた決意としての未必の故意

未必の故意をどのように規定し、これを（認識ある）過失かいかのように区別するかという問題は、実務上も極めて重要であるが、やがて、“刑法の最も重要で最も争われている問題の一つかともいわれている。戦後の議論に重大な影響を及ぼしたケースから、この問題にアプローチしてみよう。

例 6 (BGHSt 7, 363) : KとJは、Mから金品を強奪しようとした。彼らは、革紐でMの意識がなくなるまで首を絞め、彼の所持品を奪い取ろうと考えていたのである。彼らは、首を絞めると事情によつてはMを死なせるかもしれないといと認識していたが、できればその結果を避けたいとも思つていた。しかし、彼らは砂袋でMの頭を殴打し、これによりMを氣絶させようと決意した。実行の際に砂袋が破れ、Mと取つ組み合ひとなつた。KとJは、念のために携行

していった革紐を手にとつた。彼らは、その紐を M の首に巻き付け、M が動かなくなるまで両端を引いた。次いで、彼らは M の所持品を奪つた。その後、彼らは、M がまだ生きているのではないかとの疑いをもつた。彼らは蘇生を試みた。しかし、この試みは徒労に終わった。

本件は未必の故意による死の惹起つまり謀殺（§ 211）といえるのだろうか、それとも過失による死の惹起（§ 222）にすぎないのだろうか。この問題に答えるためには、故意と過失との間にある実質的な区別に立ち戻らなければならぬ。つまり、先に明らかにしたように（Rn. 6）²² 故意が“計画の実現”であるのに対し、認識ある過失は“軽率なこと”であるにすぎないという点に立ち戻ることが求められるのである。この指標となる観点から出発すると、本件は限界事例にあたる問題ではあるが、（やはり）未必の故意に属するものであることが認識される。というのは、行為者は不注意で行為したわけではなく、また無思慮に行はれたわけでもないからである。むしろ行為者は、自分たちの行為が当然 M の死をもたらすことを明白に認識していたのであり、そうだからこそ当初はこの計画を思いとどまつていたのである。代わりの案が失敗に終わつた後、彼らがはじめの企てに立ち戻つたとき、彼らは M の死を意識して成り行きに任せていたのであり、たとえその結果が彼らにとって好ましくないものであつたとしても、これを意識していたことに変わりはない。彼らは、被害者が——場合によつては——死亡することを“計算に入れ”、みずからの計画の構成要素としていたのであり、その限りで“意欲していた”的である。

このように限界を定めることが適切である。なぜなら、こうした限界設定が、未必の故意と認識ある過失との間にみられる顕著な可罰性の相違に最もよく対応しているからである。起こりうるとみずから認識した構成要件の実現を計算に入れ、計画を思いとどまることなくその構成要件を実現する者は、当該構成要件によつて保護されている法益を侵害しようという決意を——何によゐる生じうるケースであるにすぎないとほいえ、また回避したいという彼本

来の希望に反してではあっても——意識的に行つてはいるのである。起こりうる法益侵害に向けられたこの決意こそが、未必の故意をその反価値的内容の点で認識ある過失から際立たせ、より厳しい処罰をもたらすのである。たとえば、同乗者が警告したにもかかわらず危険な仕方で追い越しをして事故を招いた者がいるとする。この事故は、行為者が起こりうる結果を知つていた——その限りでは革紐のケースと同様である——だけではなく、それを指摘すらされたとしても、通例、故意によつてではなく認識ある過失によつて惹起されたものにすぎない。しかし、革紐のケースとの相違は、そのような状況にあるドライバーは、危険を認識していたにもかかわらず、みずから運転技術で結果を回避できると通常當てにしている点にある。というのは、それが當てにできないとすると、そのドライバー自身、みずからの行動の最初の犠牲者となるため、彼はその行為を思いとどまるからである。このように上首尾を當てにすることは、むなしい希望にすぎないとしても、保護される法益を侵害しようという決意をもたらすものではない。たしかに、行為者の思慮を欠いた軽率さを非難し、それを理由に彼を処罰することはできる。しかし、彼が構成要件上保護されるべき法的価値（ここではたとえば、生命、身体の不可侵性、物に対する他人の所有権）を侵害しようという決意を行つていなければ、この非難はより軽減されたものであり、もっぱら過失犯の刑に相当するのである。

我々が行つた限界づけから示されることは、一般にも承認されているように、"bedingter Vorsatz"(未必の故意、条件付き故意)"という呼称が正しくないということである。というのは、計画を実現する行為意思としての故意は、"未必的〔条件付き〕"ではなく、行為者が構成要件実現という対価を支払つてでも（それゆえ、"ど"のような条件においても）みずから企てを遂行しようとしている以上、むしろ無条件な(unbedingt) ものだからである。故意が不確かな条件に依存しているのではなくて、たんに結果の発生が不確かな条件に依存しているにすぎない。それゆえ、より正確にいえば、意識の上で不確実な事実的基礎をもつ故意という言葉を用いるべきであらう。それにもかかわらず、

「」では伝統に配慮して、『未必の故意』という定着した概念を保持しておく。そのようにしても、より厳密に言葉を用いたとき条件付き行為意思を意味する条件付き故意が、そもそも刑法上意味のある故意ではないということさえ明確にしておけば、実害は生じないのである。いまだ決意しておらず、『行為に向かう傾向をもつ』にすぎない者は、故意をもつて行為してはいない。たとえば、弾丸の装填されたピストルを抜いたが、それを発砲するか威嚇にとどめるかなお不確実なときは、いまだ故意は存在せず、したがつて可罰的な未遂も存在しない。その際、ピストルが暴発して相手方を死に致したとしても、過失致死（§222）が考慮されるにすぎない。いずれの故意にも前提とされる『無条件の行為決意』という要求は、とりわけ未遂犯論で重要な役割を果たすので、より詳細な議論はそこで行なうことにする。

故意と過失とのこうした区別は不法類型に基づいて限界を定めたものであり、そのことで、構成要件的故意を構成要件そのものに組み入れることが確認される（§10, Rn. 69）。計画にしたがつて構成要件該当結果を惹起した者は、結果を計算に入れておらず軽率に惹起したにすぎない者とは別個の犯罪類型を実現している。目的的行為論者が試みているように、『目的的な』ものとしての未必的な故意行為を、『非目的的な』行為としての認識ある過失行為から区別しうるかどうかは、目的性という概念をどのように解するかによる。規範的な目的性概念から出発して、犯罪類型の実現が計画にかなっていることが目的性であるとするならば、このことは、本書で主張されている理論と合致している。これに対して、因果に関する純粹な知識を問題にする存在論的な目的性概念を基礎にするならば、認識ある過失をも目的的行為とみなさなければならないであろう。

しかし、故意と過失との区別は、不法における差異であるだけでなく、責任における重大な差異もあり、そのこととが、両行為態様に異なった処罰をもたらす。というのは、ことによると生じるかもしれないケースについてであれ、

保護法益を侵害しようという決意をする者は、結果が発生しないことを——軽率にではあるが——当てにしている者よりも、さらに法敵対的な態度を示しているからである。このように故意が不法という観点でも責任という観点でも重要であるということは、すでに先に獲得された認識（§7, Rn. 76f.; §10, Rn. 69 参照）、つまり、刑法上の事実が異なつた犯罪カテゴリーの觀点でしばしば重要なとなりうるという認識を新たにさせるものである。

結果やその他の行為事情が行為者の意思を取り込まれて、起こりうる法益侵害に向けられた決意を通じて行為計画の構成要素とされたといいうためには、さまざまなもの前提が存在していかなければならない。その前提を杓子定規に描こうとすれば、心理的に極めて微妙な状態を言葉で適切に再現するという困難を自覚せざるをえない。こうした状態はしばしば行為者の努力によつて制御されるのであるが、その努力は非合理的で多かれ少なかれ意識的にすぎないものだからである。言葉で書き留めようとしても、ここでは近づくことができるにすぎない。こうした留保の上で、次のようにいうことができる。行為者が構成要件実現の可能性を真剣に考慮に入れていたながら、それにもかかわらず目標達成のために行為を続行し、それにより、ことによると犯罪を実現するかもしれない——それが好ましいものであれ不快なものであれ——ということを受け容れ（sich abfinden），その実現を甘受している（in Kauf nehmen）ときは、未必の故意を肯定することができる。これに対して、なるほど結果が発生するかもしれないと分かつてはいるが、これを真剣に受けとめて（ernst nehmen）はおらず、したがつて方に一つもこの可能性を受け容れるわけではないが、構成要件が充足されないのであらうと輕率にも当てにしていた者は、認識ある過失で行為している。その際、『当てにしている（Vertrauen）』ところとは、たんなる『希望』と區別されなければならぬ。首尾よくいくことを——自己の状況克服能力をしばしば過大評価して——當てにする者は、犯罪結果を真剣に考慮に入れてはおらず、それゆえ、故意をもつて行為してはいない。しかし、犯罪結果の可能性を真剣に考慮に入れ、万事がうまくいくことを当てにし

ていなない者も、自分には運が味方しており何事も起こらないと希望することができる。この希望は、それと同時に“成り行きに任せよう”としている以上、故意を阻却するものではない。

以上に述べた区別は、実際上最もしばしば生ずるケース、つまり行為者が構成要件上の行為客体の侵害を回避しうるかどうか知らないケースについてあてはまるだけでなく、他の行為事情について疑いのあるケースについてもあてはある。たとえば、ある者が少女を誘惑したが、その少女の年齢が 16 歳以上であるかどうかは正確に認識していかつたとする。ところが、その少女が現実には 15 歳になつたばかりだとすると、これを誘惑した者は、相手方が年齢に満たないことを真剣に考慮しながらも自分の行動を思いとどまらなかつたという前提のもとで、故意による可罰的な誘惑 (§182) の責任を負う。これに対し、たとえば、その若い女性の身体的な発育状況を考慮に入れて、それ以上仔細に調べることなく年齢に達していると軽率に信じた場合、彼は、認識ある過失で行為しているのであり、可罰的ではない。

“真剣に受け取る”と——軽率(Ernstnehmen——Leichtsinn)、「受け容れる」と——当たにする(Sich-Abfinden mit——Vertrauen auf)、こう対概念による区別は、今日文献上に広く行き渡っている。その際、結果を真剣に受け取る」とおよび結果を受け容れる」と並んで、結果を“計算に入れる”こと、および結果を“甘受する”こと(INKaufnehmen)、が、未必の故意の基準として挙げられる。このような組み合わせやニュアンスの差は、個々の論者がこうした標語的な呼称を用いる際に示されるものであるが、それは事実的な性質によるというよりも言語上の性質によるのである。一九六二年草案は、“(法律上の構成要件)の実現を可能なものと考え、それを受け容れる”(16 条)者に未必の故意を認めたが、それは、今日支配的なこうした理論の意味においてである。それに対し、対案によれば——事实上同義であるが——“行為事情の実現を真剣に可能なものと考え、これを甘受する者”(17 条 2 項)は、未必の故意

で行為するに至れる。しかし、立法者は、結局のところ法律上明文の規定を設ける」とを放棄した。ところは、「意図」、「知つてゐる」（Wissenlichkeit）、「過失」および「軽率」、こうした概念についての立法者のもともの定義も、そこで多様な問題が争われたため再び削除されたのであり、未必の故意についてのみ孤立した規定を設けることは、立法者にとって「あまりに断片的」と思われたからである。

この区別の提案に対して、次のように主張されることがある。すなわち、行為者が結果に全く無関心で、それゆえ精神的態度決定がみられないところでは、「起じりうる法益侵害に向けられた決意」あるいは危険を「真剣に受け取る」といふが問題となりえないのではないか、といふのである。しかしながら、あらゆる法概念と同じく決意という概念も、裸の精神的状態として評価されるべきではなく、規範的な基準に基づいて評価されるべきである。起じりうると認識された結果の発生に全く無関心な者にとって、その結果は、発生してもしなくとも納得のいくところである。そのような態度のなかに、起じりうる法益侵害に向けられた決意がすでに潜んでいるからである。つまり、ここで考えられている「決意」は、「決心」（Beschluß）のような熟考された意思活動である必要はないのである。構成要件該当結果を計算に入れ、それにもかかわらず自分の企てを思いとどまろうとしない者は、そのことで、保護法益を侵害しようという決意を——それに基づく行為を通じて、ある意味で——行っているのである。「真剣に受け取る」と、および「軽率」は行為者の不法の意識を前提とするものであり、それゆえ、不法の意識は故意に属さないとする責任説に矛盾する、との異議もみられる。しかし、この異議にも確固たる論拠はみられない。なぜなら、法益侵害の意識が構成要件的故意から生じるが、通常の場合、すでにこの意識によって行為者は決意する状況に置かれるからである。そうではない場合がとおり特別刑法にみられるが、そのときは責任説それ自体が疑わしくなるのである（それについては、§ 21, Rn. 10, 39 ff.）。

もう一つの異議として、このような見解によると、表象されたあらゆる可能性を真剣に受け取っているため、その限りでは少なくとも慎重な者を、思慮を欠き軽率な者に比べて不利に扱うことになる、といわれる。しかし、この異議は正しくない。結果発生の可能性を認識しこれを真剣に受け取る者は、みずからの行為を思いとどまるよう命じる根拠をはつきりと知っているため、そうでない者と比べて有利な立場にある。軽率な者と比べて高い当罰性を基礎づけるのは、あらゆる可能性への疑惑ではなく、帰結を冷静に計算に入れながらもさらに続行することなのである。もちろん根本的な疑問として、"真剣に受け取ること"という公式やこれに類する公式が、とくに危険な行為者(すなわち、「危険から」目をそらそうとする極めて強い心理的な力をもつ者)に対して不當に特權を与えるのではないか、ともいいう。しかしながら、計算された法違反は、みずからの目標設定にしたがつて法に誠実であろうとする者の「危険から」目をそらそうとする力よりも法敵対性的程度は高いのである。たしかに、"並外れた軽率さ"という例外的なケースについては、"とくに軽率な行為は故意による行為と同様に処罰することができる"という規定の創設を議論する余地はある。しかし、それは立法者による刑事政策上の決定であり、その決定によつたとしても、未必の故意で行為する者が通常高い当罰性の評価を受けることについては何ら変わりがなく、例外として任意に同じ刑罰枠とするケースにおいてすら、両者の行為形態の犯罪類型上の相違は除去されないのであろう。

(b) 類似した解決および異なる解決

"真剣に受け取ること"あるいは"受け容れること"といった概念が、ここでは限界を設定するために用いられて いるが、こうした概念は、未必の故意を概念規定するものではなく、未必の故意の存在を示すに足る徵表、つまり起 こりうる法益侵害に向けられた決意を推論しうる事情なのである。これとは別個のアプローチも多くの場合特別な"理

論』として文献に登場しているが、それも多分に〔故意の存在を示すに足る〕証拠を徵表しているにすぎず、それ自体ここで主張されてくる見解にかなり近いものである。

(aa) 是認説あるは同意説

従来の文献では、意思説 (Willenstheorie) と表象説 (Vorstellungstheorie) の対立が支配していた。前者は限界づけの重点を未必の故意の意欲的要素に置き、これに対して、後者はその重点を知的要素に置いていた。意思説の最も強い影響下にあるのは、是認説 (Billigungstheorie) ないし同意説 (Einwilligungstheorie) であり、これはとりわけ RG の判例にあらわれていた。この説は、未必の故意に対して、結果の予見のほかに、行為者がこれを内心で是認していたこと、つまり結果に同意していくことを要求するのである。『結果の是認とは、結果が発生するかもしれないといふ予見に加わる独立した内心の事実であるが、未必の故意の本質的なメルクマールは、まさに、……そうした是認の内にみられるのである』(RGSt 33, 4, 6)^o。『是認』という基準を言葉どおりに受け取るとすると、行為者にとって結果が望ましいから、つまり行為者が結果を歓迎するところを要求しなければならない。そうなると、冒頭の設例(Rn. 21)においては認識ある過失しか認められないやうなやう。なぜなら、両行為者にとって、被害者の死は明らかに歓迎されなかつたからである。そうでなければ、彼らは穏やかなほうの手段をはじめに選択することはなかつたであらうし、後に蘇生の試みを行なうこともなかつたであらう。

したがつて、是認説をこのように厳格に解するならば、この説は、本書で主張されている理論とは異なる帰結になる。そうだとすると、この説は否定されなければならない。すなわち、まず第一に、行為者が結果の発生をまさに是認している以上、多くの場合すでに、『意図』が存在しているのであり、その結果、この見解によれば未必の故意を論

じる余地はほとんど何も残らないことになる。第一に、故意犯の構成要件の任務は、意識的に計算された法益侵害がどのような情緒的態度で遂行されるものであれ、これを阻止することにあるが、この見解はそうした洞察を看過されしている。ある者が、みずから計算に入れた結果を是認するのか、それに無関心な態度をとるのか、それどころか、それを遺憾に思うのかは、量刑にとっては重要であつても、故意性には影響を及ぼしえない。故意の意欲的要素としては、行為者が結果をみずからの計画に算入し、それにより、法的価値に反する決意という意味で“意欲した”のであれば、それだけで十分なのである。それ以上の心情無価値は必要とされない。

反対説は、次のような事例を繰り返し指摘してきた。すなわち、医師が、致死に至ることもありうると真剣に考えながらも、しかるべき手術を行なうという事例、あるいは、ある者が友人を救うために攻撃者に向けて発砲するのであるが、その際友人にも命中するかもしないと明確に意識しているという事例が、これである。論者は、未必の故意で行なわれた殺害を、行為者が結果を内心では是認していなかつたという理由だけで、否定しうる場合もあると考えた。しかし、それは誤りである。なぜなら、手術および発砲が、それを行なわないときに生じる確實な死から救済する唯一の手段であつた場合には、いずれの行為も、もともと客観的に適法であり（同意に基づくのであれ、推定的同意に基づくのであれ、正当化する緊急避難に基づくのであれ）、そのため、故意の問題はそもそも起こりようがないからである。

しかしながら、“是認”という概念を当初からそのままに理解してきた是認説は、戦後に至り制限的に解釈され、結論においては本書で主張される立場となつた。このよき展開は、BGHSt 7, 363(Bsp. 6; Rn. 21.)で極めて明確に表現された（最近の判例については、*ebd.* Rn. 64 ff. を参照）。この事案で BGH は、謀殺を理由に一人の行為者に有罪判決を下し、未必の故意を次のように基礎づけた (aaO., 369)。

“結果の是認は、……認識ある過失から未必の故意を決定的に区別するメルクマールであるが、結果が行為者の願望にかなうものでなければならぬ、ということよりも意味してはいられない。未必の故意は、結果の発生が行為者にとって望ましくない場合でも認められる。行為者が、別の仕方ではみずからの目標に到達しない以上、目的を達成するために、みずからの行為によつてそれ自体望ましくない結果が惹起されることをも受け容れ、たとえ結果が発生したとしてもこれを意欲しているような場合には、行為者は、この結果を法的な意味では認してはいるのである。”

たしかに、“法的意味における是認”が、通常使用される言葉の意味では否認でもありうるとすることは、紛らわしいものである。しかし、受け容れることとの明確な関連が示すように、BGHは、事実上、支配的見解へと傾いている。“是認”が意味するのは、行為者が起こりうる結果を行為計画のなかに算入し、その限りでみずからの意思に取り込むということにほかならないとする、たしかに用語上の一致はみられないものの、未必の故意の事実上の射程については一致するのである。文献においても是認はしばしばこのような意味で主張されており、そのため、是認説は今日なお支配的見解のヴァリエーションとして認められるのである。

(bb) 無関心説

是認説は、これを厳格にいふと、Engisch によって展開された“無関心説 (Gleichgültigkeitstheorie)”と親密な関係にある。それによれば、“行為者が起こりうる好ましくない副次的結果を肯定的に是認するか無関心で受けとめる場合には未必の故意が認められるが、副次的結果を望ましくないものとみなし、それが起こらないことを希望する場合には未必の故意は認められない。”行為者が結果を受け容れ、したがつて故意に基づき行為したことを示す確実な徵表として無関心を挙げる限りで、この説には賛同しうる。しかし反対に、無関心でないことが、結果を望んでいないと

いう意味で常に故意を排除するに考へてゐる点で、この説は適切いはない。Engisch は、革紐の事例(例 6、Rn. 21)でたんなる過失を認めざるをえなくなる。それには納得できない。なぜなら、みずから行為がもたらす結果を意識的に計算に入れていた以上、自分自身も信じていない希望だけでは、その結果の責めを免れることはできないからである。この点で、是認説を厳格に遵守した場合と同じ異議が向けられる。つまり、決定的なことは、起こりうる事態を前にして、決意するにあたり何に賛成し何に反対するかであつて、どのよだな願望や希望でこれを行なうかではないのである。

(cc) 表象説ないし可能性説

意思説の特徴といひひとく対極をなすのは表象説 (Vorstellungstheorie) であり、この説は、故意を限界づけるにあたつても、ぱら知的要素だけを考慮に入れようとする。表象説は、今日支持者を回復しているが、それは、意欲的要素が全くなくとも結果発生の可能性を表象さえしていれば未必の故意は基礎づけられる ("可能性説 (Möglichkeitstheorie)") という徹底した形においてである。表象説を戦後はじめに展開したのは Schröder であり、後に多くの研究において、とりわけ Schmidhäuser によって深められた。表象説がとくに根拠としている考え方とは、可能性の表象さえあれば行為者は行為の続行を思ひといふむにちがいないこと、結果の不発生を當てにしていて、以上、結果が発生する可能性の否定も含まれてゐるところのことである。表象説によれば、従来の意味での認識ある過失を否定するという結論になる。"過失はすべて認識なき過失である"と Schröder はいふ、Schmidhäuser はねねふ、"これまでの意味での認識ある過失について、語ることはできないのであつて、"故意と過失は、知つてゐるか知らないか"という点で截然と"区別されなければならぬ"とされる。この理論が、革紐の事例(例 6、Rn. 21)で、未必の故意を認める

にちがいないのは明らかである。

行為者が構成要件の実現される可能性に気づいているにもかかわらず行為を続行することがすでに、結果発生を計算に入れ保護法益を侵害する決意だとしてみよう。それが実際に適切だとすると、その構想は賛成に値する。しかし、そうはいえない。警告を受けたにもかかわらず危険を冒して追い越す者や、まだ火がついているタバコを投げ捨てる者は、法益侵害の可能性を十分に認識しているが、それにもかかわらず、法益侵害が発生しないことを当てにしているのである。可能性を明確に念頭においているが、（軽率に信頼したためであれ）その現実化を真剣に計算に入れることはないという状況が、心理学上頻繁にみられる。“行為者が、自分の行為から起こりうる帰結について思い浮かぶことを脇に押しやり、うまくいくだろうなどという、ほとんど合理的な基礎をもちえないことを考えて態度決定を避ける”場合が、これにあたる。そうした場合には、まさにそれゆえに、もっぱら認識ある過失のみが認められるべきなのである。かりにある者が遠距離からXに向けて発砲し、10%の確率で命中すると確信していたとしよう。その場合、彼は、Xの死を意図し実際にXに命中させた以上、たしかに故意行為者として処罰されるべきである。しかし、他の事情は同じで、獵物を仕留めようとしている行為者が、勢子Xに命中するかもしれないという可能性をそれ自体は認識したが、この可能性を軽率にも真剣に受け取らなかつたときは、Xに命中したとしても認識ある過失で惹起された事故であるにすぎない。つまり、知識が同じ状態であったとしても、未必の故意が認められるケースもあれば、認識ある過失が認められるケースもある。故意をもつぱら知的要素へと縮減する解釈は、あまりに主知主義的である。

しかし、そのように解釈したところで、可能性説が（その理論的な敵対者、つまり最近の是認説と同様に）実践的な帰結において本書で主張された見解とほとんど異ならないということに変わりはない。なぜなら、たとえば、Schröder も、ある者が可能性を表象しているにもかかわらず、ともかくうまくいくだろうと確信して安心している場

合には、もっぱら認識ある過失を認めるからである。Schröder も、『そもそも結果惹起の可能性についての現実的な表象』が欠けていると考えるのである。同様に Schmidhäuser も、軽率な追い越しのケースでももっぱら過失のみを認めようとする。彼がもっぱら出発点とするのは、運転者は事故を起すかも知れないという当初の認識から目をそらし、追い越しの瞬間には完全にその認識を失いつたといふことである。行為者は結果発生の『抽象的な』可能性に気づいてはいたものの、『決意した瞬間において彼の意識のなかでは具体的な可能性』を否定していた、というのである。Schröder が『現実の』表象と呼び、Schmidhäuser が結果惹起の『具体的』可能性の意識と呼ぶものの背後には、本書で結果発生の可能性を『真剣に受け取る』あるいはそれを『受け容れる』として示したこととほぼ同じものが潜んでいるのである。したがつて、可能性説は、実質的に異なる判断をしてはなく、別の解釈と用語を提供してはゐすぎないのである。

Schmidhäuser が頑なまでに可能性説に固執するのは、『故意性』について原則的に異なつた構想を基礎としているからである。すなわち彼は、その故意性を『およそ意欲的要素を伴わない……責任マルクマールとして』理解しており、こうした理解は、そもそも『意思的態度』を不法に限定し、法益を侵害する精神的態度として責任を理解しようとする」と由来しているのである。しかしながら、まことに Rn. 23, 39 f. で述べた例から示されるように、故意からあらゆる意欲的要素を取り去ると、そこに掲げた現象が歪曲されてしまうのである。

(dd) 蓋然性説

表象説の別のヴァリエーションに『蓋然性説 (Wahrscheinlichkeitstheorie)』がある。この説は、近時、H. Mayer がとくに主張している。『蓋然性』とは、たんなる可能性よりも高く、圧倒的な蓋然性よりも低いことを意味する。Weizel

が、Mayer のいう蓋然性の表象に依拠して、結果を“計算に入れぬ”とは故意を基礎づけると規定するとも、彼もまた Mayer と親近性を示している。Ross られいに先を進み、行為者が犯罪構成要件の実現を計算に入れた（つまり、圧倒的に蓋然的なものとみなした）かどうかに故意を依存させている。Schumann は、“蓋然性説のヴァリエーション”に依拠しながらも修正を加えて、“真剣に受けとめるべき結果発生の危険をもたらすに足る因果要因を意識している”を重視する。Joerden は、“当該法益に対する具体的な危険の惹起を表象する者は、（未必の）故意で行為する”ところ。

(e) 行為にあらわれていない回避意思の理論

意志説と表象説の両者が（外見上）対立しているが、そのほかにも目的的行為という概念から展開された Armin Kaufmann の構想がある。彼は、行為者が結果発生の可能性を表象していたとき、行為者の制御する意思が結果回避の一定の段階を熟慮する行為者はほとんどいないところからも、そうはいえない。

Kaufmann の構想がある。彼は、行為者が結果発生の可能性を表象していたとき、行為者の制御する意思が結果回避

に向けられていた場合にのみ（またその場合は常に）未必の故意を否定しようとする。それによれば、認識ある過失とされるのは、行為者が結果を目指して行為するにあたり、同時に反対要因を投入する場合である。つまり、起こりうると表象された付隨結果が生じないように経過を制御しようと試みる場合である。その際の前提是、行為者が“自分自身の巧みさを現実に見込んでいる”ことである。このような“行為にあらわれていない回避意思の理論”は、蓋然性説と同様に、本書で主張する立場からも、故意を決定する重要な手がかりを提供する。行為者が、押しとどめる努力をすることなく、物事の成り行きに任せせる場合、彼が結果を受け容れたということを推測できることが多い。逆に、結果回避の努力があれば、多くの場合、その成果を当てにしているのであり、もはや故意をもつて行為してはいない。

しかし、Kaufmann の基準をもつてしても（反論可能な）手がかり以上のものは得られない。なぜなら、一方で、軽率な人間は特別な予防措置を講ずることなく自己の幸運を当てにする傾向をもつことも稀でないからである（火についているタバコの吸殻が火災の危険のある方向に投げ捨てられるケースについて考え方よ！）。そして他方では、回避の努力も、行為者みずからその努力の成果を当てにせず、行為を続行するところでは、故意を阻却しえないからである。たとえば、冒頭の事例（例6、Rn.21）がこれにあたる。行為者らは、首を絞める“度合いを加減し”、そうすれば、依然として真剣に計算に入れていた被害者の死を回避できると希望していた。とはいっても、彼らは、故意行為の非難から解放されえない。反対の要因を投入したにもかかわらずなお50%の確率で失敗を計算に入れる者は、当初から構成要件が実現される見込みを50%と見積もりながらみずから企図をやめようとしたしない者と別個の取り扱いを受ける理由はないのである。

(ff) フランクの公式

未必の故意を検証するために、いわゆるフランクの公式が今日まで多く用いられてきているが、創唱者としては、その公式が、正当にも未必の故意を直接に特徴づけるものとしてではなく、未必の故意を確定するための「認識手段」として理解されることを望んでいた。第一公式は、行為者にとって構成要件実現という結果の発生が当初から確実であつたならば、行為者がどのように行為したであろうか、ということを問題とする。一定の知識があつてもなお行為者は行為に出たといえる場合、……故意は……肯定されるべきである。一定の知識があれば行為者が思いとどまつたといえる場合には、故意は否定されるべきである。『行為者が結果発生を確実と意識していながらも行為した場合には常に故意が認められるべきである、という点は正当である。なぜなら、この場合、彼は結果惹起に向けて決意し、それを受け容れていたともいえるからである。しかし、結果が確実であれば行為者は行為に出なかつたという逆の場合には、Frank へ異なり未必の故意は極めて不確実な推論においてのみ否定されうる。有名な Lacmann の射的小屋の事例 (Schiesbudenfall) が、そのことを証明する。

例 1. ある青年が、確かな証拠もなしに、縁口で射的屋の女店員の手からガラス玉を射落すばっど 20DM を賭けた。失敗した場合に、彼は、まんまと縁口のむけた返しのなかに姿を消しうると思つていた。彼は、その娘の手に当てる。

ここで、行為者が失敗するものと確実に認識していれば行為しなかつたであろうことが確認される。なぜなら、その場合、彼は自分の一撃から生じるリスクのみを負い、いかなる利益ももつてはいなかつたであろうからである。それにもかかわらず、未必の故意が認められるべきである。行為者の計画には失敗も計算に入っていた。というのは、彼にとつて成功の見込みは誤射のリスク以上に価値があつたからである。

「行為者が、そうなろうがなるまいが、いずれにせよ私は行為に出ると心のなかで思う場合、彼には故意責任があ

る”というフランクの第二公式のほうは、あまり異議が唱えられていない。なぜなら、行為者が結果発生をやむをえず受け容れたにすぎないとしても、故意で行為したという意味で、この第一公式は理解されるからである。もつとも、この点、Frank自身は第一公式との違いを表現するつもりはなかつたであらう。

(gg) 統合説

こうしてみると、さまざまなアプローチを組み合わせて未必の故意を記述する試みも稀ではない。Schroeder は次のようにいう。“行為者が構成要件実現をありうるものと考えてこれを是認したり、蓋然的なものと考えあるいはそれに対する無関心な態度をとる場合に未必の故意が……ある”と Prittewitz は、“刑事手続の観点からみた徴表説”を開発する。この説は、とりわけリスクが実現される蓋然性およびその実現の是認を、故意を認めるための徴表として挙げ、行為にあらわれた回避意思、結果発生に対する影響力また危険の遮断を、故意を否定するための徴表として挙げている。Schüemann は、故意の認知的要素と情緒的要素を多少なりとも強調し、“起こりうると考えられた法益侵害を望まない”者については故意を否定する。なぜなら、この場合、行為者は“明確に法に敵対する”態度をとつていなかつた、というのである。このように故意のさまざまな徴表に目を向けると、多くの場合正当な帰結に至る。ここでは次の点を明らかにするととどめておこう。そのような徴表は、とうてい故意そのものとはいえない。それらのおおのの働き方に応じて正しく評価されうるのは、故意一般の指導原理（計画実現）を背景として、またとくに未必の故意の指導原理（起こりうる法益侵害に向けられた決意）を背景として、そうした徴表を考察する場合のみである。

(hh) Frisch の危険説

Frisch は、“Vorsatz und Risiko”(1983) というモノグラフィーで、故意の解釈論に、とりわけ未必の故意と認識ある過失の限界づけに、新たな基礎を与えようと試みている。彼によれば、客観的構成要件に属するマルクマールは故意の認識対象ではない。なぜなら、構成要件該当結果が行為の時点でもまだ発生していない以上、行為者の“認識”は、これに関係づけることができない、というのである。むしろ故意の対象は、もっぱら“構成要件該当行為”であり、たとえば § 212 のケースでは許されない死のリスクを伴う行為であるとする。したがって、未必の故意の成立には許されないリスクを知つていれば十分であるとされる。意欲的な要素は、未必の故意の成立には何ら必要ない。リスクを知つていさえすれば、故意を重く処罰する」とが正当化される、といふのである。“ある態度を構成要件に該当する禁じられたものにするリスクがその態度に特有のものであつた場合、そのリスクを認識した者は、このようなリスクを伴う危険性を全く理解していなかつた者よりも、当該リスクを冒してはならない”という規範の命令を、はるかに容易に遵守しうるのが通常である。

構成要件に該当するリスクを意識しつつ行為に出ることを決意する者は、“法益を侵害する決意”をしたことになる。いうまでもなく、故意を基礎づけるこのような決意は、行為者も事態を“そのようなものとして理解している”といふことを前提とする。行為者が“具体的危険の表象に基づいて”“あさまな理由から何も起こりえない”と考えた場合、彼は、“（主観的に）危険のない態度に向けて”決意し、故意で行為したものではないとされる。したがって、Frisch もまた、“行為者が事なきを得る”ものと見てにしていた場合には、危険の表象があつても故意を阻却しようとする。実際にも彼は、“今日示されている”諸見解のなかでは、“故意について……「危険を真剣に受け取ること」を要求する説が、故意の限界を示すのにおそらく最も有益だろう”と一貫して述べている。

では本書で主張する構想と一致している。まず、未必の故意と認識ある過失の限界を刑事政策的に基礎づけようとす
る点、すなわち、さまざまの刑罰要求から説明しようとする点、次に、"法益を侵害する決意"を重視する点、そして、
このよろざな決意を明らかにするために"真剣に受け取ること"、および"当てにすること"という基準を用いる点が、
これである。Frisch が、行為者自身の態度決定にみられる意欲的要素それ自体を認めようとするのではなく、——可
能性説 Rn. 38 ff. の主張者と同様に——リスクの知覚という彼の概念にその要素を取り入れる場合、このことは、(技
巧的な) 概念の変形にすぎず、この問題について一致していることには変わりがない。

どの点で Frisch が本書で主張する理論を離れているかを、区別しておかなければならない。構成要件上重要なリスク
を重視する」ともって、彼は、客観的帰属の理論から望ましい帰結を引き出す。つまり、刑法上重要でないリスク
を意味する事態を——誤つてあれ——想定する者の行為は、故意とはいえない。それに対して、リスクを基礎づけ
る諸要因を誤認した者は、(不能)未遂である。これは、それ自体自明のことである。しかし、個々の構成要件的状況
および各構成要件ごとにリスクの重要性について極めて緻密に分析した点に、本質的な進歩が認められる。それに対
して、Frisch が規範にとって重要なリスクしか故意の対象とせず、さらに行為事情の認識を問題にしようとした点
では、彼に賛成できない。なぜなら、当然、彼は危険の知覚という概念のなかにこのよろざな認識を取り入れなければ
ならないので、この問題においては旧態依然としているからである。結果に関する"認識"の場合に、将来の結果に
関係づけられた予測的な認識が問題であるという点では、たしかに正しい。しかし、その認識は、その他の点では"目
的"および"故意"という概念の意味内容からすでに明らかとされている」ととは異なつて理解されてはいないので
ある。

(ii) 結果発生の蓋然性がないとはいえない場合とリスクの慣れに関する Jakobs の理論

Jakobsは、真剣に受け取ることを故意の成立要件とする理論 (Ernstnahme-Theorie) [本書の立場——訳者注] に蓋然性説の要素を結びつける。彼は、"構成要件実現の蓋然性が行為の帰結としてないとはいえない (nicht unwahr-scheinlich)" と行為者が行為の時点で判断した場合に、未必の故意を成立させね。その限りで、彼は、もっぱら故意の知的要素を重視するのであるが、"認識活動の諸条件は知的な性質のものに限られるわけではない" ということを認め。すべてうまくいくだろうと軽率にも当てにする者は、まさにそれゆえに結果の発生を蓋然性がないものと考えている。したがって、Jakobs は、真剣に受け取ることという基準それ自体に反対するのではなく、"軽率さ、排除などからもたらされる効果を知的側面で過小評価する" ことに対する警告するにとどまっている。

この理論の特色は、蓋然性が欠けていたとの想定に認識ある過失を結びつけようと試みることにある。Jakobs によれば、結果が発生しうるという表象が "取るに足らないとして" 行為者の動機に影響を与えていない場合、蓋然性の下限にすら至っていない。たとえば、"リスクに慣れる (Risikogewöhnung)" 場合がとくに挙げられる。Jakobs は、たしかに統計的には存在するが、個人の体験においてはもはや認められないリスクがあるとする。"ほろ酔いかけんで車を運転する者は、統計上計算可能なリスクを設定しているが、ある程度慣れている場合には、結果との関連で……個人的には重大でないリスクを設定している。"最高速度に違反した場合は安全な車間距離を保持しない場合も同様であるとする。それに対して、"坂の頂上の手前の狭い道路で追い越したり、あるいは赤信号を無視して通過する" 者には、侵害故意があるとされる。そのような状況は、"危ないものと体験されることも稀ではない" であろう。されに Jakobs によれば、決意の重要性は、"侵害される利益の重大さおよびリスクの程度" に依存する。

こうした状況は注目に値する手がかりではあるが、結果発生が起こりそうもないという判断をその手がかりに結び

つけようとする、それはあまりに硬直したものとなる。たとえば、なぜ飲酒運転が全く未必の故意を基礎づけず、またなぜ赤信号を無視して通過することが常に未必の故意を基礎づけることになるのかは、理解できない。どちらの行為態様も厳しく禁止されており、タブー視されている。ある者がその状況をどの程度「危険な」ものと感じ、どの程度危険を真剣に受け取るかは、個々の事例の状況によるのであり、一律に図式化することはできないのである。「侵害される利益の重大さ」に着目することも、とくに重大な価値をもつ法益（身体および生命…）を危険化する場合は、より低次の法益が問題となる場合よりも未必の故意が認められやすくなるということになるならば、説得力がない。そうだとすると、蓋然性が同じであると評価される場合、たとえば、殺人の故意は認められるが器物損壊の故意は否定されなければならないであろう。しかし、それは Jakobs の出発点に矛盾するし、誤った帰結になることも少なくない。なぜなら、殺人の規範的障害 (Hemmschwelle) はとくに大きいのであるから、危殆化の表象は、それよりも価値の低い利益と比べて容易に排除され、むしろ認識ある過失が認められるからである。したがって、赤信号を無視するなど、坂の頂上で追い越しをするなどなども、通常、過失を基礎づけることがあるのである。

(ij) Herzberg の遮蔽されない危険の理論

近時思い切った新たな解決を試みるのは、Herzberg である。彼は、一定の基準が存在すればすでに客観的帰属を阻却することと、こうした限界づけの問題を完全に客観的構成要件に移そうと試みている。その際に決定的な役割を演じているのは、「遮蔽されない危険 (unabgeschirmte Gefahr)」という概念である。Herzberg は、「行為者が行為する際にあるいはその行為後に、幸運や偶然がそこにあるのは大きく介入したので構成要件が充足されない場合」、危険は「遮蔽されていない」という。それに対して、「過失により行為する者自身、危険に曝される者、ある

いは第三者、が、注意すればことによると結果発生を回避しうる場合、遮蔽された危険が認められる。したがつて、職人頭が、未熟な見習いを所定の転落防止措置（手摺りおよび間の横木）の施されていない建築現場に行かせる場合、そして、禁止標識板の警告があるにもかかわらず教師が危険な川に入ることを生徒に許す場合、致死の結果が生じたとしても、行為者の主観的評価に関係なく過失致死しか認められない。なぜなら、危険は“遮蔽されて”いたからである。というのは、被害者が予見し注意すればみずから死を回避したからである。坂の頂上での追い越しや赤信号の無視についても同様であろう。それに対して、ロシアンルーレットを行なう者（一人の友人が回転式拳銃を互いのこめかみに向け、五分の一の確率で結果が発生するリスクをもつて同時に引金を引く）、まだ14歳でないだろうと思つた娘に性的行為を行なう者（§176 I）、歩行者を自動車で建物の壁に押しつける者（BGH NStZ 1984, 19）、強盗の際に被害者の首を意識がなくなるまで絞める者（BGH StrV 1984, 187）は、遮蔽されない危険を設定している。行為者は、たとえ結果が発生しないことを当てにしていたとしても、未必の故意を有している。

これに、Herzberg は、遮蔽されない危険の場合も、行為者が“かけ離れた危険”を創りだしたにすぎない場合は故意を否定しようとする（あるいは、そうするのかもしれない）。たとえば、RG の認定したケース（RGSt 21, 420, 422）、つまり、ある者が“夜、重い不要な物を片付けるためこれを窓から投げ捨てたのであるが、その際……通行人に当たつたり死亡させる可能性を意識していた”という事例、あるいは、調理台に置き忘れた薬剤を子供が飲み、それにより中毒になるかもしれないといったことが突如母親の脳裡に浮かんだにもかかわらず、彼女は買物を続けるというような状況である。HIV 感染者が、自分が感染していることを相手に明かすことなく無防備の性交を行なうという今日的な問題に対しても Herzberg は独特の態度をとつた。遮蔽されていない危険が問題となつてゐることから、Herzberg は 223 条 a に関する傷害の故意を肯定する。しかし彼は、論理を一貫させようとすれば、謀殺未遂あるいは故殺未遂を認

めるははずなのが、『多分に感情的理由から躊躇し、客観的構成要件への帰属を否定しようとする。』というのは、その行為は『社会的相当性がいまだ残っている』とするからである。

Herzbergの理論は、真剣に受け取ることを故意の成立要件とする理論に矛盾するのではなく、かえつて、意思的要素を除去してその説を具体化し、遮蔽することという基準へと本質的に限定しようとする試みなのである。『真剣に受け取ること』という基準を不要とすることではなく、それを移動すること、すなわち、客観的構成要件へとその基準を移すこと』が必要だと彼自身考えている。重要なのは、行為者が『認識した危険を真剣に受け取ったかどうか』ということではなく、……真剣に受け取るべき危険を認識したかということである。『彼は『真剣に受け取るという基準を客観化した理論』という言葉を用いている。

結果発生の可能性を真剣に受け取ることが、あらゆる内心的なメルクマールと同じく、客観的な事実から演繹されるという点、また、『遮蔽されて』いないことがその際に拠り所であるという点は正当である。しかしながら、このような観点を絶対視することには贅成できない。重大なリスクが依然として存在すると行為者がはつきり認識している場合でも、『遮蔽された』危険は決して未必の故意を基礎づけないのに対しても、同じ程度の遮蔽されないリスクがあれば常に未必の故意が認められるとすることは理解できない。たしかに Herzberg は、折にふれて、遮蔽の『効率が高い』『しつかりした』ものでなければならぬと述べる。しかし、そのことでもってほんのわずかな危険を表象した場合だけが故意を阻却するにすぎないと考えられているというならば、蓋然性説へ回帰し、遮蔽という基準は不要なものとなろう。さらに被害者あるいは第三者が遮蔽に配慮せよという場合にも、これらの者にどの程度遮蔽する能力があり、遮蔽する意欲があるのかは、行為者にとって不明確であり、その限界づけも不安定になる。Herzberg 自身もみずからの基準が『かなりの程度評価を必要とし、限界領域において疑念の余地のない決定を保障しえない』と認めて

いる。“非合理的な信頼によって故意を否定する”代わりに明確な客観的限界線を見つけようという目標は、挫折するのである。

故意から意欲的要素を完全に排除しようという目標も、ほかと同様に、達成できるものではないし、追求する価値もない。すなわち、行為者が効率的な遮蔽を表象するかどうかは、（行為者、被害者あるいは第三者の）慎重さが結果を回避するだろうとの非合理的な信頼、（少なくとも部分的には）非合理的な信頼に常に左右されるのである。行為者がこのような信頼をもつていらない場合、行為者に効率的な遮蔽の信念さえも認めるることはできないであろう。危険が“遮蔽”されている場合には、（意欲のなかでも最も強い形式である）目的があつても故意は基礎づけられない、といふことも理解できない。ある者が、立ちはだかっている警察官に向かつて高速で車を走行させても謀殺未遂ではない、とするのが通常である。というのは、行為者は、（生活経験に照らせば正当にも）警察官がうまく脇によけるだろうと当てにするからである（Herzbergによれば危険が遮蔽されているからだという）。しかし、他の事情が同じでも、行為者が殺人の意図をもつて警察官へと突進する場合、目的の達成が確実ではなく、警察官が間一髪で脇によけることもあるという理由だけで、これが謀殺未遂にならないというのは納得できない。

(kk) 要約的考察

以上にみてきたように、未必の故意をめぐる最近の努力は、“真剣に受け取ることを故意の成立要件とする理論(Erstnahmetheorie)』を拒絶するというよりも、むしろこの理論を客観化しようという試みによつて特徴づけられる。しかしながら、故意の意思的—情緒的要素を完全に排除しようという努力は、失敗する運命にある。たしかに、行為者が結果を望ましいものと思わなければならぬという意味での“是認”は、故意の要件ではない。結果発生に

対する“絶対的な無関心”という感情的態度もまた必要ではない。しかし、起こりうる法益侵害に向けての決意に入り込む“予測的—非合理的な要素”や、危険を“真剣に受け取っている”のか、それともうまくいくことを“当てにしている”的かを区別する“予測的—非合理的”要素を払拭することはできない。純粹に認知的な故意概念を主張する多くの論者のように、その要素を知識概念に取り込まざるをえないが、とはいえば本質的には何ら変わりは生じない。あるいは、その要素を取り込まないとすると、実在する現象をその知的要素への縮減により歪曲せざるをえないものである。

他方において、故意を限界づける際の客観的要素と主観的要素をめぐる争い、知的要素と意思的要素をめぐる争いは、今日その意義が過大評価されている。争っているすべての理論がその具体的帰結において互いに似通つていては、偶然ではない。なぜなら、“真剣に受け取ること”や“当てにすること”といった意思的特徴をもつた要素も、もっぱら客観的な手がかりから解明されるが、そうした手がかりの下で訴訟戦術上の被告人の応訴は決定的な意義をもたないのが通常だからである。認識された危険の程度および行為者の立場からみて結果を甘受する契機があつたかどうかという事情が、そこでは極めて重要な役割を果たすであろう。リスクへの慣れ、回避への努力および遮蔽されるとといった別の基準は、危険を評価するときの徴表的な意義が大きい。危険を真剣に受け取ったのか法益侵害の不発生を当てにしていたのかを示す手がかりを用いて行なう合理的にコントロールされた包括的な衡量によつて、この理論は、その批判者の懸念する恣意を排除するのである。それに対して、知識（どのような種類の知識であれ）に限定する純粹に客観主義的とされた理論は、硬直した画一主義へと容易に陥る。未解決のまま“不安定さが残る”的は避けられない。とりわけ意思的要素のなかに故意と過失の責任の差異もあらわれているのであるから、数学的に峻別することは、責任を決定するほかの事情と同じくここでも不可能なのである。

(II) 未必の故意と認識ある過失の同等の取り扱い

Eser は、未必の故意と認識ある過失の限界づけが困難であるため、立法論的には故意と過失との間に特別な第三の責任形式を設け、未必の故意と認識ある過失を包括しようと考へた。Weigend は、アングロ・アメリカの“無謀(recklessness)”という法形態に依拠してこうした思考を詳細に基礎づけるが、それも同様の解決に至るものである。こうした処理は、各則全体の修正を前提とし、それゆえ実現可能性に乏しいものではあるが、法適用の簡略化を同時にもたらすのも確かであろう。しかし、その処理は、保護法益の侵害に向けられた決意と保護法益の維持に向けられた軽率な信頼との間にある質的な相違をなくすため、薦められない。解釈論上および用語上の違いにもかかわらず、今日主張されているさまざまな学説が驚くほど同じ帰結に至るということは、未必の故意と認識ある過失との限界づけが可能である」と示しているのである。

(c) 近時の判例の展開について

一九五五年に判示された革紐の事例(例6、Rn.21)以来、判例は次第に次のような傾向を示している。すなわち、結果を真剣に受け取り結果を受け容れてさえいれば、未必の故意を認めるに足りる。つまり“是認”とは、もはや望ましいこととして理解されるのではなく、たんになお行為者が可能なものと表象した結果を——必要に迫られてであれ——みずから有意思に取り込まなければならぬという意味で理解されるのである。たしかに、行為者が結果を“望んだ”場合にのみ未必の故意があるとする判決も、当初はときおりみられた。矛盾する別の判決もある。しかし、主として統一的な方針が確固たる地位を占めているのである。

例8(BGH NJW 1968, 660)：被告人は、追跡してきた警察車両に自分の大型車を衝突させ、走行できないようにするとして振り切ろうとした。彼は、警察官が事故で死ぬ可能性を認識していた。彼は、それを望まなかつたにもかかわらず、自分の計画にしたがつて行為した。というのは、彼はなんとしても逮捕を免れたかつたからである。

本件で、BGHは、未必の故意を認めた。“決定的なは、……可能であり、ありえないものではないと考えた有害な結果がまさにその行為から発生しうるということを……行為者が意識して受けとめたか否かである……。被告人において、警察官が……衝突事故で死亡するかもしないということを予見していたならば、彼は、そうならないだろうということを当てにしたはずはない。たしかに、そうした重大な事故は発生しないだろうということを希望し願つていたかもしない。しかし、そのことは、故殺の未必の故意を認める妨げにはならない。”ことの本質によれば、この判決は、まさに本書で主張する趣旨で、起こりうる法益侵害に向けられた決意に故意を依存させているのである。

例9(BGH VRS 59 [1980], 183)：被告人は、バリケードをつくつて停止を命じている警察官に向かつて車を走行させ突破しようとした。その警察官は、間一髪で脇に飛びのくことができた。

BGHは蓋然性説に立ち、結果発生の可能性が全くないとはいえないという表象があればただちに未必の故意を認定しようとしていると、例8の判示を解釈する余地もある。しかしながら、BGHは、例9のようなしばしば起こりうる状況では、受け容れるという意欲的要素を考慮せずに、このような結論を出すことはできないということを明らかにした。つまり、事実審裁判官は、“行為および行為者人格にみられる特別な事情と……個別的に取り組まなければならぬ”とされる。“未必の故意と認識ある過失の相違は以下の点にしかみられない。すなわち、認識ある過失により行為した者は起こりうると認識された結果に同意しておらず、それゆえ結果が発生しないことを当てにしていたのに対して、未必の故意で行為した者は、有害な結果を是認しつつ甘受したか、あるいは少なくとも構成要件の実現を受

け容れたという意味で有害な結果の発生に同意していたのである。』この二つの責任形式は互いに境を接しているのであるから、責任形式の判断は、決して図式的に行なわれるのではなく、行為者ごとの極めて個別的な状況を究明してはじめて行なわれる。』のことは、事例の形態が異なつていても再三強調されている。

例10 (BGH MDR [H] 1980, 812) : 被告人Aは、みずから行く手を遮る警察官Xの頭部を登山ナイフで意識しあつ意欲して刺し、障害となつてXを排除しようとした。その警察官は、頭を左に傾けた。Xは首に深さ1 cmの傷を負つた。

他方において、BGHは、多くの客観的徴表により個別的な事情の評価を容易にしようとしており、その際、近時の判決は、蓋然性（“明白な危険性”）および成り行きに任せることという基準を前面に押し出している。たとえば、例10の事例では、次第に多く用いられるようになつてきた定式において次のように述べられている。すなわち、『行為者が、構成要件的結果の発生を起らせるものであつて全くありえないわけではないと認識し、そしてその発生を是認しているとき、未必の故意が認められる。明白な危険性があるにもかかわらず、行為者がみずから企てを実行し、幸運な結果を当てにする余地すらない場合、そして、彼の認識した危険が実現されるのかどうかを偶然に委ねる場合、是認が認められるのは当然だと思われる。また、たとえ結果が行為者にとって元来望ましくないとしても、行為者が、被害者を極めて危険な状態に曝すにもかかわらず、いかなる代償を払つてもみずからの直接の目標を追求することに固執する場合にも、是認が考慮される。……おそらく本件もそのような事情であつた』と。そのほかに、『』でBGHは、行為にあらわれなかつた回避意思という Armin Kaufmann の基準 (Rn. 44 f.) を援用している。つまり、『Aはいかなる事前の措置も講じなかつたが、それを講じていればXが死なないと当てにできたであろう』と。個々の理論が主張する絶対性を排除しつつも、未必の故意を究明するためにこれらの理論の徴表的価値を承認しようとする努力に

よつて、判例は、まさしく正当な途をとっているのである。言語の使い方に反した要約や誤解されやすい要約によって是認という概念を空虚なものにするのをやめて、未必の故意の実質的内容に即した構想を採用することが望ましいであろう。

例11 (BGH NStZ 1982, 506) : KおよびSは、Eを殴り倒し金品を奪った。そしてSは、Kを被害者から引き離し、Eを水路の縁の生け垣の上に寝かせておいた。Eは水路に落ちた。彼らはEを助けるべきかどうかを考えた。彼らは、暗闇のなかでEを探す気はなく、きっとEは泳ぐことができるだろうと安心して、そこから立ち去った。Eは助かつた。

文献では故意の意欲的要素をなくしていくこうと努力されているのに対し、80年代の判例は、これと正反対の傾向を示している。つまり、故意は、たとえ行為者が自分の態度を著しく危険であると認識し、事態をその経過に委ねたとしても、「意欲」が欠けているため否定される。たとえ「ある者が他の者を明白な危険に陥れ、死に至る可能性を計算に入れているとしても、行為者は事なきを得るということをたんに漠然と信頼したにとどまらず、真剣に信頼していたので、認識ある過失で行為したにすぎない」ということは、否定されない」(aaO, 506 f.)。本件でもBGHが認識ある過失を認めるとは当然のように思われる。「殺人の故意」の前には「危殆化故意よりもずっと高い障壁」があると、しばしば理由づけのために指摘されている(例11では、そうした指摘はない)。

刑事訴追機関は故意を性急に認めがちであるが、BGHは、故意の意欲的要素を用いて、この故意の故意を認めないようにしている。このことは、歓迎すべき傾向であるが、次のようなになると極端にすぎる。すなわち、行為者が被害者を意識的に明白な危険に曝し、その上、結果が発生しないという信頼を呼び起こすに足る事情が明らかに存在していない場合がこれである。例11で故意を否定するのはもつともなように思われる。というのは、ほとんどの人

は泳ぐ」とがであるらしいである。しかし、被告人が、被害者の背中に刺し傷を負わせた場合(BGH NJW 1983, 2268)、被害者を乗用車で建物の壁に押しつける場合(BGH NStZ 1984, 19)、登台ナイフで被害者の左胸部を突き刺す場合(BGH NJW 1985, 2428)、被害者を刺して腹壁および小腸に穴を開けた場合(BGH MDR 1985, 794)、「サッカーボールのように……かなりの勢いで、乳児の頭を蹴った場合(BGH NStZ 1986, 549)、被害者を23回ヘンマーで殴って殺した場合(BGH MDR 1987, 92)、2歳の幼児に対しひどく虐待を加えた後、「左手の達人」として手刀や頭部を殴り生命に危険を及ぼした場合(BGH NStZ 1988, 175)、84歳の女性の頭を重い燐台で殴打した場合(BGH StrV 1988, 93)、意識を失うまで妻の首を絞め、意識を失つた同女の頭部を2回硬い廊下にぶつけて、警察に「私は妻を殺したかった」と云つた場合(BGH NStZ 1988, 362)、「」のようにしてしばしば直接的故意にまで達するような事態について、事なきを得るという信頼の根拠が何かは明らかではない。とくにたんなる願望という意味での「漠然とした信頼」が故意を阻却するのに十分でない」というのは正当であるから、なおさらのことである。

BGHは、多くのケースで故意の存否に疑念を示しているが、それは、行為者が激情していたか、あるいはあらかじめアルコールを摂取していたことに基づく。たしかに、自制心を失わせるこうした事情は行為者の責任能力を限定する(そして、そうである以上、刑の減輕へと至るのは正当である)。しかし、なにゆえにこうした事が、重大な結果が発生しない」とに対する“真剣な信頼”を基礎づけることになるのかは明らかでない。むしろ、多くの場合、障壁を除去する」と(Enthemmung)によって、行為者はその行為の瞬間には結果発生に少なくとも無関心となっていたと考えるほうが当然と思われる。それゆえ、殺人の故意の肯定にあたって、近時の判例は恣意的なきらいがあるといふ非難を必ずしも否定するわけにはいかない。しかし、この非難は、真剣に受け取ることを故意の成立要件とする理論(Ernstnahmetheorie)にではなく、その理論の適用方法に向けられている。もはや、これまで引用してきた判例か

ら明らかになるように、純粹に知的な故意概念に立ち返つたとしても、裁判にあたつて裁判官に広範な判断の余地を残すことになるであろう。なぜなら BGH も、行為者が結果の可能性をそもそも認識していたこと自体、多くのケースで疑つてゐるからである。

例12 (BGHSt 36, 1) : 被告人は、自分が HIV に感染していることを知つていた。それにもかかわらず、彼は自分が感染してゐることを知らせないで、同性愛の相手方と 2 回性交を行なつた。いずれの場合も、彼はまずコンドームを装着せずにナル・セックスを行ない、次にこれを中断し、そして今度はコンドームを装着してナル・セックスを継続し射精にまで至つた。知らされていなかつた相手方が感染したかどうかは、確認できなかつた。

故意の有無を検討するにあたつて、はじめに BGH は、"AIDS の場合に刑法上の責任を負わせるにあたつて、確定した判例のなかで展開された限界づけの原則を、一般的にあるいは特別に放棄するいかなる理由もない" と強調する (aaO. 10)。次いで BGH は、被告人が危険な傷害の未遂を行つたところ原審の認定を、"必然的" とはいえないまでも、"容れる余地があり、追認しうるものと考え、その限りで有罪判決を確認した。これに対して、殺人の未必の故意は——すでに LG においてなされたように——否定されている。殺人の未必の故意の前には "ずっと高い障害" があるところである。これを否定する論拠は、潜伏期間が長いために、"AIDS に対する治療方法がそのうち発見されるだろう" という多くの HIV 感染者が抱く希望を被告人ももつてゐたのではないか" という点にある (aaO. 15)。

多くの論議を招いてゐる本判決は説得力をもちえない。IJ のことはまず、傷害の故意を肯定したことにある。傷害の故意が一般的に（あらゆる類似の事案について）ではなく、個別的なケースについてのみ認定されている。ところが、そこで認定されている曖昧な間接証拠は、感染のリスクが客観的にみても被告人の見解によつても "取るに足らないものにすぎなかつた" という事情と比べると重要ではない (aaO. 11)。その上、そのリスクは "被告人の行為

にあらわれた回避意思』（最後の段階でのコンドームの使用）によつてさらに減少した。その結果、被告人は、感染させないだろうと信ずるに足る十分な根拠をもつていていた。その他のケースでどの程度の蓋然性があれば BGH は——例 11 についての説明を参照——未必の故意を否定するつもりなのかみてみると、なにゆえに、本件で未必の故意を認めることが、容れる余地があり、追認しうる』のかは理解しがたいのである。

しかし、ひとたび傷害の故意を認めれば、殺人の故意を否定することは一貫しない。殺人の故意の前にあるずっとと高い障害を引き合いに出したところで (aaO. 15)、いゝでは功を奏しない。というのは、HIV に感染すれば常に死に至ると思われ、その結果、傷害の故意および殺人の故意は実際上重なり合うからである。これに対して、被告人は AIDS に対する治療法の発見を希望していたのかもしれない BGH が考えていたところで、それは、以下の研究状況のもとではかなり曖昧な希望であろうし、その希望は、判例のこれまでの原則によれば故意を阻却しないであろう。また、そのような希望を理由に被告人を有利に扱う」とも、本件で明らかなように、彼が一度もそのことを引き合いに出していなかつたので、不可能である。

このように批判したからといって、BGH が正当にも殺人の故意がないと認めた点については、何も変わらない。適切に理由づけるとすれば、次のようなものに限られる。すなわち、感染しないだろうと被告人が軽率に当てにしていた以上、傷害の故意は否定されなければならないのである。このような帰結は、知らされていない相手方と HIV 感染者との無防備な性交を処罰する必要があるのか否かという問い合わせに対する答えを先取りするものではない。なぜなら、何百もの性的接触の内、一度でも感染が生じれば、それだけで十分だからである。もちろん、刑法という手段でもつて AIDS の予防を果たしうるかどうかは、争いが多い。しかし、立法者が予防を促すつもりならば、知らされていな相手方と AIDS 感染者との無防備な性交を抽象的危険犯としてとくに刑罰の下に置くべきであろう。

4 故意の時間的な次元 (**dolus antecedens und dolus subsequens**)

故意は、計画実現の基礎として、実行行為の際、すなわち実行それ自体の際に存在しなければならない。事前の故意(*dolus antecedens*)すなわち実行と先行して予備の際に存在する故意では足りない。口論の際、一方が弾丸を装填したりボルバーを殺人の故意で取り出したが、いよいよ決着がつかなくなつたときはじめて被害者を射殺しようと思っていた。実行の着手前に誤つて弾丸が発射され被害者を死なせてしまつた場合、行為者は過失致死罪となるにすぎない。なぜなら、予備段階における故意は、それ自体まだ可罰的ではないからである。行為者が実際に実行の段階に入ったかどうかは誰も分からぬ以上、予備段階すでに結果が惹起された場合、故意の既遂により責任を問おうとすることは法的評価と矛盾するであろう。

他方、実行行為の間中、故意が存在する必要はない。行為者が結果惹起に接着する行為を開始し、因果経過を手放す瞬間に故意が存在していれば足りる。飛行機のなかに爆弾を隠したことにより未遂段階に至つた暗殺者は、後に爆発した際、そのことをもはや考えておらず、あるいは眠つていたとしても、殺人既遂により処罰される。行為計画を維持しようという意味での『潜在的な』故意ですら、後の段階ではもはや必要ない。暗殺者が爆弾を預けた後みずから行動を後悔し、無線連絡で飛行機をすみやかに着陸させて乗客を救助しようとしたとしても、その努力が実らなかつた場合、彼は殺人既遂により処罰される。このことは刑法24条1項第2文からも疑う余地がない。同条項は、行為の完成を自由意思で妨げる場合にのみ中止未遂により無罪を認めるのである（故意が欠けているからではない！）。

事前の故意と同様に、事後の故意(*dolus subsequens*)つまり後に生じた故意も刑法の意味での故意ではない。ある者が、自分の仇敵を不注意から死に至らしめた。その後これを歓迎しその事態を意識的にみずから有意思に受け容れ

たとしても、その者は過失致死により処罰されるにすぎず、故意の殺人により処罰されるものでないことはいうまでもない。なぜなら、計画の実現が問題たりうるのは、実行行為を行なう際にその計画が存在していた場合だけだからである。行為者が、過失で傷害を負わせた被害者の死亡する前に、医師を呼ばないで被害者を死なせるという計画を立てた場合、後に生じた故意は不作為による新たな殺害を基礎づけるのであって、過失行為を故意行為に変えるものではない。二行為犯 (zweikärtige Delikte) の場合、故意は両方の実行行為の間中存在しなければならず、その内の一方についてのみ事後的に取り上げてはならない。他の者が暴行を用いて縛った被害者から物を奪取する者は、暴行を事後的にみずから行為計画のために利用し、その限りでみずからの意思に受け容れてはいるが、たんに窃盜 (§ 242 条) を行ったのであって、強盜 (249 条) を行つたのではない。判例は、いわゆる承継的共同正犯のケースをその例外にしようとする。すなわち、暴行後に加わった奪取者が、そこで強盜を行つた者と協力する場合、彼は強盜 (§ 249) の共同正犯として有罪だという。というのは、共同正犯者による故意の暴行は、奪取者にも帰属されるべきだとするからである (BGH MDR 1969, 533)。しかし、この見解には賛同できない。つまり、共同正犯も固有の正犯であり、それに固有的故意が及ぶ範囲に限られるからである。

5 故意の構成要件関連性と択一的故意

故意は構成要件が実現されるであろうと知っていることおよびこれを実現したいと思うことであるから、故意は常に具体的な構成要件に関係づけられ、両者をそれぞれ個別に吟味しなければならない。たとえば、行為者は、結果を惹起することで（たとえば、平手打ちをすることで）複数の構成要件（ここでは § 185 の侮辱および § 223 の傷害）を故意で実現しうる。同様に、ある者が一個の行為によってさまざまな結果を——故意の形態が異なっていたにせよ

——惹起した場合には、故意により複数の構成要件が実現されている。ある者が石を投げて隣家の窓ガラスを割ろうと意図するとともに、部屋にいる隣人自身にも命中することを真剣に計算に入れていた場合、その者は、この結果が発生した以上、故意の器物損壊および（未必の故意による）故意の傷害として処罰されうる。一方の結果しか発生しなかつた場合（たとえば、隣人には当たらなかつた場合）、実現しなかつた結果についてなお故意の未遂としての可罰性（このケースでは § 223a による可罰性）が残ることもある。刑罰それ自体は、こうしたケースすべてにおいて、後に議論する刑法上の競合理論の原則に基づいて決定される（このでは § 52）。

行為者が、どちらか一方の構成要件の実現を意図しているか、またはそれを計算に入れている場合については争いがある（**択一的故意 dolus alternativus**）。この種の事例の一つのグループは、事実関係について構成要件にかかる重大な疑惑がある場合に生じる。道路端に意識を失つて倒れている交通事故の被害者をみた者が、その被害者は意識を失っているのか死んでいるのか分からぬままにそのままにそのままにそのジャケットから札入れを抜き取る場合、前者の場合であれば窃盜、後者の場合であれば横領となる。したがつて、行為者が両方の可能性を計算に入れている場合、いずれの故意も有している。行為者が自己のものにしようとする他人の物が、紛失物なのか（その場合は横領）、それともたんに置き忘れた物にすぎないのか（その場合は窃盜）をはつきりと分かつていらない場合も同様である。ある者が、他人の狩猟区で鶴を撃つた場合、この鶴が野鳥なのか個人の飼育場から逃げ出してきたのか知らなかつたのであれば、§ 292 と § 246 の択一的故意がある。密猟者が茂みのなかにいる客体を狙つたところ、その客体が狩猟獣なのか散歩中の人のなか迷いをもつた場合、§ 292 および § 211、§ 212 等の故意を有している。第二のグループは、行為者が一方の客体あるいは他方の客体に命中するかどうか迷いをもつた事例に關係する。たとえば、行為者は狩猟獣を狙つているが、かたわらの人にあるかましれないと真剣に計算に入れていた場合である。

ある見解によれば、そのような状況では、択一的構成要件のそれぞれで処罰され、その際、実現された方の構成要件は既遂犯として、充足されなかつた方の構成要件は未遂犯として帰属される。全く結果の発生しなかつた場合(Rn. 7)で挙げた例で、銃弾が野獣にも人間にも命中しなかつた場合)、二重の未遂となる。それには賛成することができる。なぜなら、択一的故意の内の一方が、少なくとも未必の故意の形態であらわれていれば、それらはたやすく併存しうるからである。たしかに、これに反対する見解によれば、行為者は常に一個の構成要件だけを実現しようとしているのであつて(彼はその構成要件がどれであるかを知らないだけである)、彼をいくえにも処罰することは是認できないとも主張されている。しかし、もっぱら実現された構成要件の方でだけ常に有罪宣告を下すという提案は、何の解決にもならない。それは、第二の事例グループで狩猟獸に向けて発砲した者の例で示されている。なぜなら、いずれの結果も発生しなかつた場合、どのような構成要件で処罰されるべきかが不明確だからである。そして、狩猟獸に命中した場合、行為者が密猟の既遂まで達したという理由だけで、未遂に終わった殺人を不処罰にすべきだというの不可解であろう。当該事案の最も重大な犯罪でのみ処罰するという考えが容易に思い浮かぶ。しかし、その場合も——我々の例でいえば——第一次的に目標とされた狩猟獸に命中したとき、明白に密猟が意図され、実行されたにもかかわらず、殺人未遂にしかならないとするのは、意外である。択一的故意の場合には刑罰が加重される点で不当であるが、この不当性を回避するには、§ 52 I, II によって所為の单一となる本件で、具体的な刑がいずれにせよ一つの罰条により、しかも最も重い刑罰を定めている罰条によることで足りるのである。それ以上に、行為者が故意の実行行為を行なつて刑罰法規に違反したのに、その刑罰法規による有罪宣告を思いとどまるのは納得がいかない。

(のさき かずよし・明治学院大学法学部非常勤講師)